

平成21年7月29日

企業会計基準委員会 御中

経済産業省

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対するコメント

我が国産業のイノベーションを促進し、日本経済全体の成長と活性化を図るためには、新しい技術やビジネスモデルを有し、大きなビジネスリスクをとって新規事業に挑戦するベンチャー企業の創出・成長が不可欠である。

ベンチャー企業が創業期から成長ステージに加速する段階で、リスクマネーを供給する主体がベンチャーキャピタルであるが、我が国では2000年以降新興株式市場の開設、投資事業有限責任組合法の整備等、その取り巻く環境の整備が進められたことから、この10年間で我が国ベンチャーキャピタルは飛躍的に成長した。

しかし、会計の実務面では下記1.の通り、現状の我が国会計基準における減損処理の取扱いは、特に技術開発型ベンチャー企業への投資活動を行うベンチャーキャピタルファンドにおいて、実態と乖離した減損処理を強いるケースが多いとの指摘が多く関係者からなされているところである。

よって、今回、この論点整理に対するコメントとして、現行の我が国会計基準における減損処理の問題点について、国際会計基準とのコンバージェンスも考慮した基準の見直しを求めるものである。

1. 我が国会計基準におけるVC投資先企業の減損処理とその問題点**(1) 我が国会計基準による未上場株式減損処理手法の特徴****①「実質価額の著しい低下」を「1株当たり純資産額の50%程度以上低下」で判断する。**

我が国会計基準による減損処理においては、未上場ベンチャー企業株式等、「時価を把握することが極めて困難であると認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」(金融商品会計基準第21項)とされている。

このうち、「財政状態の悪化」とは、「(発行会社の)1株当たりの純資産額が、当該株式を取得したときのそれと比較して相当程度下回っている場合を言う」(金融商品会計に関する実務指針第92項)とされ、「通常は、この1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額が当該株式の実質価額である。」(金融商品会計に関する実務指針同項)とされている。また、「実質価額が「著しく」低下したときとは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう」(金融商品会計に関する実務指針第92項)とさ

れている。

さらに、上記の通り、金融商品会計に関する実務指針第92項は、「通常は、この1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額が当該株式の実質価額である」としているのみであり、「会社の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額が実質価額として評価される場合もある。」と付記しているが、会計実務慣行においては、「1株当たり純資産額」が「50%程度以上低下」したことをもって、例外なく減損を求められることとなっている。

②実質価額の回復可能性を考慮することなく、原則減損する。

また、この際、「時価のある有価証券とは異って、実質価額の回復可能性は減損処理の要否の判定要件とはされて」おらず（金融商品会計に関するQ&AのQ33）、回復可能性を判定することなく原則として減損処理を行うことが求められている。

但し、回復可能性を問わず減損処理を行う原則の例外として、「回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。」（金融商品会計に関する実務指針第92項）とされ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けることが可能であるケースとして、子会社・関連会社と特定のプロジェクトのために設立された会社が特定されている（金融商品会計に関するQ&AのQ33）。このうち、特定のプロジェクトのために設立された会社については、「それが子会社や関連会社でないとしても、これらと同様に中長期の事業計画等を入手することが可能な場合があります。当該事業計画等において、開業当初の累積損失が一定期間経過後に解消されることが合理的に見込まれており、かつ、その後の業績が事業計画等を大幅に下回っていなければ、当該会社の株式の実質価額の下落は恒久的なものではないとして、減損処理の対象としないことができます。」（金融商品会計に関するQ&AのQ33）と解釈されている。

（2）我が国会計基準による減損処理が、VC投資先やVCに与える問題点

我が国会計基準による減損処理手法をVC投資先に適用する場合、以下のような弊害が指摘されている。

①技術開発型ベンチャー企業の評価に錯誤を招く。

VC投資先のうち、創業当初は技術開発に取組み多額の損失を計上する技術開発型ベンチャー（典型的には創薬系ベンチャー）については、その損失計上が当初の事業計画に基づいたものであり、将来的には収益の改善が見込まれるものであっても、その企業の1株当たり純資産が出資時点に比して半分になった時点で、減損処理を行う必要が生じる。（なお、減損処理を行った場合、その後にベンチャー企業の成長により純資産額が回復した場合にも、戻入れ（プラス方向の再評価）は認められず、当該ベンチャー企業の株式が売却された時点で初めて認識される。）

このため、上記規定の画一的な適用は、技術開発型ベンチャーへの投資の実情を正確に表していないばかりか、（減損後に実質価額が回復しても戻し入れを認めていないにもかか

ならず、)実質価額の回復可能性があり減損する必要のない株式についても減損を強いることで、投資途上のベンチャーキャピタルファンドの見かけ上の収益性を大幅に悪化させ、VCファンドの投資家資金の流入を阻害することとなっている。

②未上場企業に対する金融投資の存在を前提としていない。

そもそも、現行の我が国会計基準における未上場株式の減損処理方法は、未上場企業に対する「金融投資」がほとんど存在しなかったかつての我が国の実情を反映したものと見られる。

すなわち、かつては、法人が未上場企業に投資するケースは、子会社・関連会社や特定のプロジェクトのために設立された会社の他、業務提携や販売先確保、技術提携等の観点から、関係取引先にマイノリティ出資を行うケースが大半であったと考えられる。

こうした出資の動機は、基本的には「事業投資」であり、その出資の効果は、例えば出資元企業の営業成績の向上や技術提携を通じた出資元企業の技術向上等であり、配当やキャピタルゲインといった出資先企業株式自体からのキャッシュ・フローでは、その株式の実質価額が測定し得ないものであった。

こうした状況においては、確かに減損の要否の判定方法や減損額の算定基礎として、出資先企業株式自体からのキャッシュ・フローを指標とすることは適当でなく、とりあえずの目安を1株当たり純資産額(すなわち解散価値)によらざるを得ない点も首肯できる。

しかしその後、2000年頃から新興株式市場や投資事業組合制度が整備され、未上場ベンチャー企業株式に対してファンド形式の金融投資を行い、株式市場上場後に売却してキャピタルゲインを得る「ベンチャーキャピタル投資」が一般に行われるようになってきている。

ベンチャーキャピタル投資においては、その投資の目的は、他の「金融投資」と同様、出資先企業株式自体からのキャッシュ・フロー(ベンチャーキャピタル投資の場合は株式売却時点のキャピタルゲインが中心)である。

こうした観点から見ると、我が国の会計基準における未上場株式の減損処理方法が、最近の投資動向(ベンチャーキャピタル投資などの金融投資の増加)を反映していないものとなっており、何らかの現行減損処理方法の改善が必要であると考えられる。

2. 我が国会計基準の見直し

上記の問題点を踏まえ、我が国の会計基準においても、時価を把握することが極めて困難であると認められる株式の減損処理について、以下の見直しを行うべきではないか。

【考え方】

①昨今、ベンチャーキャピタル投資等、金融投資としての未上場株式投資が広く行われるようになってきていること、

②国際会計基準においても、金融投資を前提として将来キャッシュフローへの影響を考慮した減損処理の方法を定めていること

等を踏まえ、我が国会計基準においても、未上場株式の減損処理に当たり、金融投資を前提とした原則を整備するとともに、例外として事業投資の場合や将来キャッシュフローへの影響を見込むことが困難である場合に、現行の減損処理方法を利用できるようにすべきではないか。

なお、実務的に、将来キャッシュ・フローをどのようにして推計するかについては、必ずしも明かではないが、IAS 第39号第48A項には、活発な市場が存在しない金融資産の公正価値の評価技術として、「キャッシュフローの割引現在価値分析」とともに、「当該資産に関する知識を有し取引を行う意図を有する独立した取引主体間での最近の取引価格」を併記しているところ、将来キャッシュ・フローの割引現在価値を推計する際に、直近の取引価格を利用することも可能であると考えられる。

【見直し案】

「市場で売買されない株式については、当該株式を取得したとき以降に生じた事象により、当該株式からの将来キャッシュ・フローの割引現在価値が当該株式を取得したときのそれに比して著しく低下したと見込まれるときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

ただし、子会社や関連会社の株式等、当該株式の取得目的が当該株式からの将来キャッシュ・フローの取得でなかった場合、あるいは、当該事象が当該株式からの将来キャッシュ・フローの割引現在価値に与える影響を評価することが著しく困難である場合には、これに代えて、当該株式の一株当たり純資産額が当該株式を取得したときのそれに比して著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないときに、相当の減額をなし、評価差額を当期の損失として処理するものとする。」（金融商品会計基準第●項）

「市場で売買されない株式の将来キャッシュ・フローの割引現在価値を推計する際には、直接、将来キャッシュフローを推計する方法の他に、当該株式に関する知識を有し取引を行う意図を有する独立した取引主体間での最近の取引価格を用いることができる。

一株当たり純資産額とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した一株当たりの純資産額をいう。なお、この際に基礎とする財務諸表は、決算日までに入手し得る直近のものを使用し、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明して

いればその事項も加味する。

また、将来キャッシュ・フローの割引現在価値あるいは一株当たり純資産額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも当該株式を取得したときのそれに比べて50%程度以上低下した場合をいう。

ただし、一株当たり純資産額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。」（金融商品会計に関する実務指針第●項）